

那覇市 GIGA スクール学習者用端末持ち帰りカバンの購入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市 GIGA スクール学習者用端末持ち帰りカバンの購入
- (2) 数 量：別添「仕様書」のとおり
- (3) 納入場所：別添「仕様書」のとおり
- (4) 仕 様：別添「仕様書」のとおり
- (5) 端末納入期限：令和5年7月18日（火）
- (6) 契約代金の支払い：受注者が履行完了後、受注者の請求を発注者が受理した日から起算して30日以内に代金を支払う。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 令和5年3月1日において、引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (5) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者または役員、代理または媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ）の関係者または暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ）でないこと。

イ 暴力団または暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 那覇市内に本店または支店等を有していること。

3 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、本市法制契約課が管理する「令和4年度・5年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者(以下「登録業者」という)は、第3号から第14号までの書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、または入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) (様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書
 - (2) (様式2)入札保証金納付申請書
 - (3) (様式3)取引実績表(令和5年3月1日までの直近2年分の実績)
 - (4) (様式4)社屋(店舗)の写真等
 - (5) (様式5)誓約書
 - (6) (様式6)使用印鑑届
 - (7) 印鑑証明書
 - (8) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書)
 - (9) 消費税納税証明書(滞納のない証明書)
 - (10) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
 - (11) 定款(法人のみ)
 - (12) 登記事項証明書
- 法人：履歴事項全部証明書 個人：登記されていないことの証明
- (13) 身分証明書(個人のみ)
 - (14) 官公需適格組合証明書及び組合員名簿(官公需適格組合のみ)
 - (15) その他市長が必要と認める書類

※ 印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、令和5年3月1日以降に発行されたものを提出すること。

4 契約条項を示す場所

那覇市立教育研究所及び那覇市立教育研究所ホームページ内

5 申請方法

(1) 申請期限：令和5年4月7日(金) 正午まで

(2) 申請先：那覇市立教育研究所

(3) 申請方法

ア 登録業者

(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」及び(様式2)「入札保証金納付申請書」をメールまたは FAX 送信にて事前に教育研究所に送付して確認を受け、原本を申請期限(4/7 正午必着)までに持参または郵送すること。メールまたは FAX 送信後は、必ず教育研究所へ確認の電話をすること。

イ 登録業者以外

(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」及び(様式2)「入札保証金納付申請書」をメールまたは FAX 送信にて事前に教育研究所に送付して確認を受け、原本及び関係書類を申請期限(4/7 正午必着)までに持参または郵送すること。

※ 郵送方法は、日本国内からの郵送については特に本市から指定はない。(書留類・レターパック・宅配便など利用可)

6 入札の日時など

(1) 日 時：令和5年4月10日(月) 15時開始

(2) 場 所：那覇市立教育研究所 会議室

(3) 入札時提出書類

ア 入札書(本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

※ 様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる)が契約金額となる。

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上を入札執行前に納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条第1項の各号に定める免除規定に該当する場合は免除とする。

入札参加者は入札時までに入札保証金の納付を証する領収書(写し)を提出すること。入札保証金の納付が確認できない場合は入札に参加できない。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条第1項の各号に定める免除規定に該当する場合は免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、または代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、または¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、または入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 入札説明会

入札説明会は実施しない

12 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、下記担当者宛てメールまたはFAXにて提出すること。メールまたはFAX送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和5年4月4日(火) 正午まで

(3) 質問に対する回答

令和5年4月5日(水) 正午までに、教育研究所のホームページに回答を掲載する。

13 同等品の確認方法・回答

(1) 同等品確認の方法

(別紙②)同等品確認明細書に内容を記載し、同等品の仕様が確認できるカタログ等の写しを添えて、下記担当者宛てメールまたはFAXにて提出すること。メールまたはFAX送信後、必ず、確認の電話をすること。なお、仕様書に示す基準物品で応札する場合は同等品確認明細書の提出は不要とする。

(2) 提出期限

令和5年4月5日(水) 17時まで

(3) 同等品確認に対する回答

令和5年4月6日(木) 15時までに、同等品確認明細書を提出した当該業者に対し、メールまたはFAXにて回答をする。

14 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 那覇市立教育研究所は駐車場がないため、入札、入札説明会及び書類提出の際は公共交通機関等を利用すること。

(3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札日時の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる場合がある。延期後の日程は追って那覇市立教育研究所のホームページに掲載する。

15 お問い合わせ先

那覇市立教育研究所 情報支援グループ

担当：平良俊弥・上原理也

T E L : 098-917-3524 F A X : 098-886-7043

Eメール：johoshien@naha-c.nahaken-okn.ed.jp